第六十六条第一項第二号中「農林漁業団体職員共済組合員資格取得日」を「第一種厚生年金保険等資格取得日」に、「農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日」を「第一種厚生年金保険等資格喪失日」に改め、同項第三号中「農林漁業団体職員共済組合員資格取得日」を「第一種厚生年金保険等資格取得日」に、「農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日」を「第一種厚生年金保険等資格喪失日」に、「農林漁業団体職員共済組合加入期間」を「第一種厚生年金保険等加入期間」に改め、同項第四号中「農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号」を「国民年金手帳の記号番号」に改め、同条第二項中「農林漁業団体職員共済組合加入期間」を「第一種厚生年金保険等加入期間」に改める。

第六十七条中「農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日」を「第一種厚生年金保険等資格喪失日」に改める。

第六十八条中「農林漁業団体職員共済組合員資格取得日」を「第一種厚生年金保険等資格取得日」に、「農林漁業団体職員共済組合員資格喪失日」を「第一種厚生年金保険等資格喪失日」に改める。

第六十九条第一項第二号中「厚生年金保険等資格取得日」を「第二種厚生年金保険等資格取得日」に、「厚生年金保険等資格喪失日」を「第二種厚生年金保険等資格喪失日」に改め、同項第三号中「厚生年金保険等資格取得日」を「第二種厚生年金保険等資格取得日」に、「厚生年金保険等資格喪失日」を「第二種厚生年金保険等資格喪失日」に、「厚生年金保険等加入期間」を「第二種厚生年金保険等加入期間」に改め、同項第四号中「又は農林漁業団体職員共済組合の組合員証の組合員番号」を削り、同条第二項第一号中「厚生年金保険等加入期間」を「第二種厚生年金保険等加入期間」に改める。

第七十条中「厚生年金保険等資格喪失日」を「第二種厚生年金保険等資格喪失日」に改める。

第七十一条中「厚生年金保険等資格取得日」を「第二種厚生年金保険等資格取得日」に、「厚生年金保険等資格喪失日」を「第二種厚生年金保険等資格喪失日」に改める。

（新設）

別表第一

令和２年度	1.007
令和３年度	1.008
令和４年度	1.010
令和５年度	1.014
令和６年度	1.017
令和７年度から令和11年度まで	1.020
令和12年度以降	1.012

別表第二

令和２年度	0.999
令和３年度	1.000
令和４年度	1.003
令和５年度	1.004